

Title	丹後の飛脚に就て
Sub Title	
Author	紀, 清市
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.3 (1921. 3) ,p.433(123)- 438(128)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210301-0123">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210301-0123</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾制服御用

# 鳥羽屋製帽店

芝區三田通慶應義塾正門前際

慶應義塾御用

## 高島屋洋服店

京橋區本挽町二丁目十三番地  
本店 高島屋  
京橋二八一

芝區三田四國町一番地十八號  
支店 高島屋  
芝二四〇  
三田種育場隣

### 雜 錄

#### 丹後の飛脚に就て

紀 清 市

我國に於る飛脚の變遷に關しては既に研究せられたるものあり（本庄榮治郎氏經濟史研究第七編參照）丹後地方に於ても享保年間既に此制度あり古來丹後縮緬は是れを飛脚に委託し京間屋を経て販賣せしものなり詳言すれば機屋は飛脚をして其製品を問屋に運搬せしめ其の幾分（内銀と謂ふ）を得て歸國せしめたるものにして一ヶ年大凡四回飛脚自ら京都に來り其の決済をなしたり。

如斯飛脚は昔日丹後縮緬の取引に關する機關として甚だ重要なものにして往昔未だ交通機

關の發達せざる時代に存在せし委託販賣機關なるが其の事蹟に至りては漠として之を知るに難く其の起源等を究むるに由なし。然れ共享保年間既に之ありし事は舊き記録により明にして蓋し京間屋選定と殆ど同時代ならんか。降つて今を去る百四十一年前即ち安永九年以後に於る機屋行司より飛脚に對し覺書として發したる記録により纔かに飛脚の一斑を窺知する事を得可し。

此等の記録によれば飛脚に二種あり一を上荷飛脚と云ひ（單に上荷又は飛脚とも云ふ）他を下飛脚（通常下荷又は下荷持とも云ふ）と謂ふ。上荷飛脚とは縮緬を京間屋に委託販賣する仲次をなす者を云ひ所謂半官半商の如きものにして人員に定數あり擅に之れが營業をなす事を得ざるのみならず其の地位を取得せんとするにも同一地に住居すべきは勿論相當の財産及德望あ

るを要し一定の手續を経由し特に許可を得て始めて之に従事する事を得たるものとす蓋し縮緬は同地唯一の主要物産にして其の取扱上最も注意をせざる可らざりしに基因せしものならん。而して上荷飛脚は他領の飛脚が自領の縮緬若くは原系の運搬をなし又は之を爲さしむる者あるに於ては其事實を調査し之れを行司に申告して取消さしむる事を得可く又其の運搬をなさしめたる者に對しては業務を停止せしむる事を得可し是其當時粗製濫賣を禁ずるの主旨より同地に於る賣買(地賣買と云ふ)を禁じ又は縮緬取引に關し一定の改印を受けしめ或は他の理由の下に手数料として一定の印料を上納せざれば賣買する事能はざりしものにして要は他領の飛脚を使用す可からざる事等皆其の結果に外ならざる可し。

飛脚は荷主より其當時の相場に因り一定の賣

なし又は道中博奕をなす事を禁じ下り銀に對しては一人の往來を禁ずる事、京都逗留中一定の日限を付し其の日限内に歸國せざる可らざる等なり。凡て此等の制限を付したるは重に飛脚をして他に毫も餘地を與へず可成矯正方法を講じたるものにして荷主の不慮を防止したるものたるや明なり。

下荷飛脚は上荷飛脚の指揮の下に一定の賃銀を得て是を一定の場所に運搬するに止り殆ど他に責任を有するものにあらず只上荷飛脚は同じく博奕を禁じ往復日數に制限ありしのみ而して上荷飛脚は同領内の者に限り下荷持となす事を得他領の者を使用する事を禁じたり。是高價の縮緬を他領の者に運搬せしむるが如きは危険なる事あるを豫想したるに基きたるものなる可し。然れ其他領の者と雖も若し其の領内に確實なる保證人あるに於ては其限りにあざりき。

買價格の申込を受け之れを運搬賣却するものなるを以て着荷の上は直に價格の取極めをなし賣却せざる可らず。然れ共其の價格に於て彼我一致せざるため賣買する事能はざる時は是れを中止し其の事由を本國に照會し回答を待ちて處決せざる可らず蓋し是等取引に關する重要事件をして飛脚に放任するときは其の價格に付さ荷主の意思に反する事あるのみならず其の危険大なる可ければなり而して飛脚は營業に關する制限として規定する所を綜合すれば「縮緬並に生糸に關する營業及機業をなすを許さず若し是等營業をなさんとする者は飛脚を停止せしむ可し」と是飛脚に斯かる營業を許すとせば本業却て粗漏となるのみならず又時としては利害關係上不正の行爲なきにあらざる等を慮り之れを停止したるものならん。

又飛脚の自由に關する制限としては諸相場を

次に年を逐ふて飛脚に關する舊書類を記せん。享保年間飛脚に托せる織物紛失に關し次の覺書をなせり。

京都絹荷飛脚上下荷物紛失の定法の覺  
一、縮緬並帶地紬類等上下の内紛失出來仕候は其の節の飛脚に限荷口割也勿論入用之義は機割也

一、京都爲替銀之義飛脚より先き方へ相渡候上聞達有之候ても爲替主之可爲損然るにより飛脚方に聞達有之候ても爲替主に差構無之候。

一、下荷持人足計銀子所持にて糸代等に何方へ相廻し候て聞達有之候は其者の損たるべし然るにより飛脚方に聞達有之候ても右相廻し候銀主へは差構無之候

一、質物代呂物之義に付聞達有之候ても置人の損にて質屋にかまひ無之候其の餘は相對の品による可し。

飛脚の誓約狀次の如し。

證文の事

一、此度京問屋之内井筒屋源兵衛殿丹後屋市郎右衛門殿内  
右兩家甚不届成義有之に付一統被仰合相除被成候依之右之  
兩家へ諸代呂物少にても致持參候はば夫切に私共飛脚商賣  
御取上げ可被段被仰付奉畏候尤當町之分は不及申上に外々  
より如何様は御頼候共壹反壹尺も持參仕間敷旨被仰付急度  
承知仕候爲後日印形仕差上申所仍而如件  
明和七寅三月  
加悦町飛脚運印  
御機屋衆中様

安永九年(百四十一年前)に於ける飛脚の禁止  
事項なるものを擧ぐれば

- 一、上荷の者は不及申下荷の者博奕停止の事
- 一、發足日限三日前に年行司當役中へ可申出事
- 一、下荷飛脚御道中往來登り五日下り四日に可致事  
尤不時候は格別の事
- 一、下り銀壹人往來無用の事
- 一、下り荷の他領者召仕には當町遣成請人有之其上にて可仕  
事

右前書の通仲間申合無如在實體相務可申候尤も下り荷の者  
御領分たりとも吟味の上名前印形取之可差出事  
安永九年子正月 年行司

上飛脚御中

天明六年(百三十五年前)飛脚に過失の行爲あ  
り仍て營業を停止したりしとき歎願の上更に仕  
方書を改め差入たりと云ふ則ち左の如し。後文  
久二年(五十九年前)三月又本文に修補を加へ  
たりと雖も只條項を増し文辭を密にしたるに過  
ぎずして敢て主旨の異なるなし。

奉願土口上覺

一、近年縮緬御不合に御座候處上荷飛脚私共相初罷在不調  
法の儀共御座候に付飛脚御取上被遊候段仰開承知仕迷惑  
に奉存候然る處私共急に外商賣も無御座候而難儀の段町  
御年寄衆中様依思召私共不調法の段仰開此以後仕方相改  
候はば私共へ御戻被下候儀御行司衆中様へ被仰違被遊可  
被下由被仰開難有奉存候右に付き此後捌方仕方書を以て  
奉願上候此段御問届被遊被下私共へ御戻被遊被下候儀奉  
願上候仍而仕方書左の通り

一、御用爲御替銀間違無之様に相納可申候並相對爲替たり  
とも如在仕間敷候事  
一、諸事御定法の儀は前々被仰付候通承知候事

- 一、私共罷登候節京都逗留十二日に限り可仕候事
- 一、持參縮緬の分は京都着早々工面仕逗留十二日の内に買  
付可申候間荷の儀は重て登次第早速買付可申候事
- 一、糸屋へ糸御注文或は糸代相渡候節御定の外定しも直段  
の仕掛南録の歩打等私欲不仕候事
- 一、御注文糸の外に糸商賣仕間敷候事
- 一、御爲替銀上納の節不荷差爲登候は、此以來下荷へ銀一  
貫目に付に五歩宛相渡可申候事
- 一、博奕の儀京都にては不及申上道中にては堅仕間敷萬少  
しも其の沙汰御問被遊候は、急度被仰付候事
- 右之通急度相守惣方共無間違相務め可申候萬一不調法の儀  
の仕申分無御座候は、其の段御上被仰上御當地御構可被爲  
成其の節一言の中分無御座候願の通被爲仰付被下候は、有  
難仕合存候  
以上

天明六年閏十月

京問屋

連名

- 一、御荷物横賣少も仕不申候
- 一、御衆中様より受取申候御荷物私に實に置銀子借用仕候  
か又は被頼不申候機屋の御名前借り候て銀子借用仕候儀  
は勿論仕不申候様堅被仰付奉畏候
- 一、下り銀問屋出日より十日限りに不遅様急度御渡可申候

第十五卷 (四三七) 雜 錄 丹後の飛脚に就て

但し爲替銀の儀は三日限り不遅様相渡可申候  
一、御勝手により當銀下しの義は問屋改包金にて下し可申  
候  
一、預り賣附共無遅滞相渡し可申候  
一、糸商少も仕不申候  
一、此の度厚以思召御荷物駄賃差引仕残り過上の分は七月  
十三日限り十二日晦日限りに急度御渡可申上候  
一、一機は仕候様被仰付奉畏候  
右之條々奉承知候萬一少も相背き候は、何時にても飛脚御  
取上被成候義は勿論如何様の難儀被仰付候共違背仕不申候  
處如件

飛脚連印

文政七甲申正月

御行司中様

御機屋衆中様

地方書入申證文の事

一、下横町屋舖二畝二十一歩半高三斗八升利三分二分三合  
三匁

此度京都御縮緬飛脚被仰付奉畏候萬一大盜の難及不圖難  
避之儀出來仕御荷主衆中損失掛候様節有之候得共一言罷  
言不申上右書入申候地方無相違相渡し御損銀に繕可申候  
爲後日之證文仍而如件  
文政七甲申二月

本人飛脚

彌七郎

請人 久七

組頭 藤四郎

同断 元兵衛

庄屋 瀬兵衛

上少しも御難題相掛中間敷候爲後日之仍而連印如件  
年月日 下荷持 十九名連印  
御飛脚衆中様

如悦町機屋行司中

嘉永三年二月下荷がなしたる定書なるものあり  
次の如し

定

- 一、近來荷持之者共ニ統道中にて博奕増長仕御荷物甚以前略に相成候趣自然御上様へ達御聞に此度御行司様より愈度遂吟味を不埒之者共相除以來造成者相見立通行可致由被仰付委細奉畏候
  - 一、博奕請負之事
  - 一、御荷物大切に可致事
  - 附夏五日、冬六日限日京着事
  - 一、下り金銀大切に可仕事
  - 一、大酒相償可申事
  - 一、何事に不寄喧嘩口論相償之事
- 右科條立の通向後友吟味可仕候萬一不心得り者在之候は其節何事に不寄如何余被仰候共銘々共より愈度吟味之

### アーサー・ペンティの歴史觀 (三、完)

加田 哲 二

ギリシアの文明を崩壊した無制限の通貨はまたローマに輸入されて、さうして同じやうな社會的害悪を生じたのである。個人主義的思想は旺盛となり、ローマ法は實にその産物であつた。ローマの法律は、ギリシアの法律と異つて、正義を確保するために制定せられたのではなく、反つて一般の秩序を犠牲にして腐敗せる社會を維持するのが、その目的であつた。即ちローマ

### 九

法は無制限の通貨が資本主義を隆興し、資本主義が、更らに、社會的混亂を生じたときに、この不正義を法律的に承認するのが、その目的であつたのである。従つて、それは道德律に關係のあるものではない。その目的は、中世紀の法律の如く、よき人をして悪しき人の間において、生活することを得せしめるにはなくつて、反つて富者をして貧者の間に生活するを得せしめるのにおつた。斯くの如く、ローマの文明は個人主義的であり、利己的であつた。今その一々の例についてPentyの記する所を紹介するの餘裕はない。たゞ之が、利己的精神の支配せる所であり、さうして、その利己的精神の結晶たるローマ法が歐洲の眞の人文の進歩を阻害し、近代における個人主義的社會の出現はローマ法の復活に負ふところ頗ぶる多きを記してゐる點を注意すれば足るのである。

斯くの如くギリシア並にローマの文明は失敗に終つた。之は通貨の創始後の經濟問題を解決することは出来なかつた。その主たる理由は彼等の人生觀が異教的哲學の上に立脚してゐたからである。彼等の哲學は官能的享樂の基礎の上に立つた自己満足、自己承認の哲學であつて、斯かる哲學は外國貿易によつて富が集積せられたときにおいて、人々をして、自己の欲望を抑制することを不可能ならしめたのである。即ち物質主義の崇拜は經濟問題を紛糾せしめるのみで、之を解決することが出来なかつたのである。然るに中世紀に至つて、その經濟問題が兎に角解決せられたのは、ギリシア並にローマに於けると異なる精神がその間に存したからである。之れは即ち簡單に中世紀主義と稱するもので、Pentyが社會問題解決の標準としたものである。